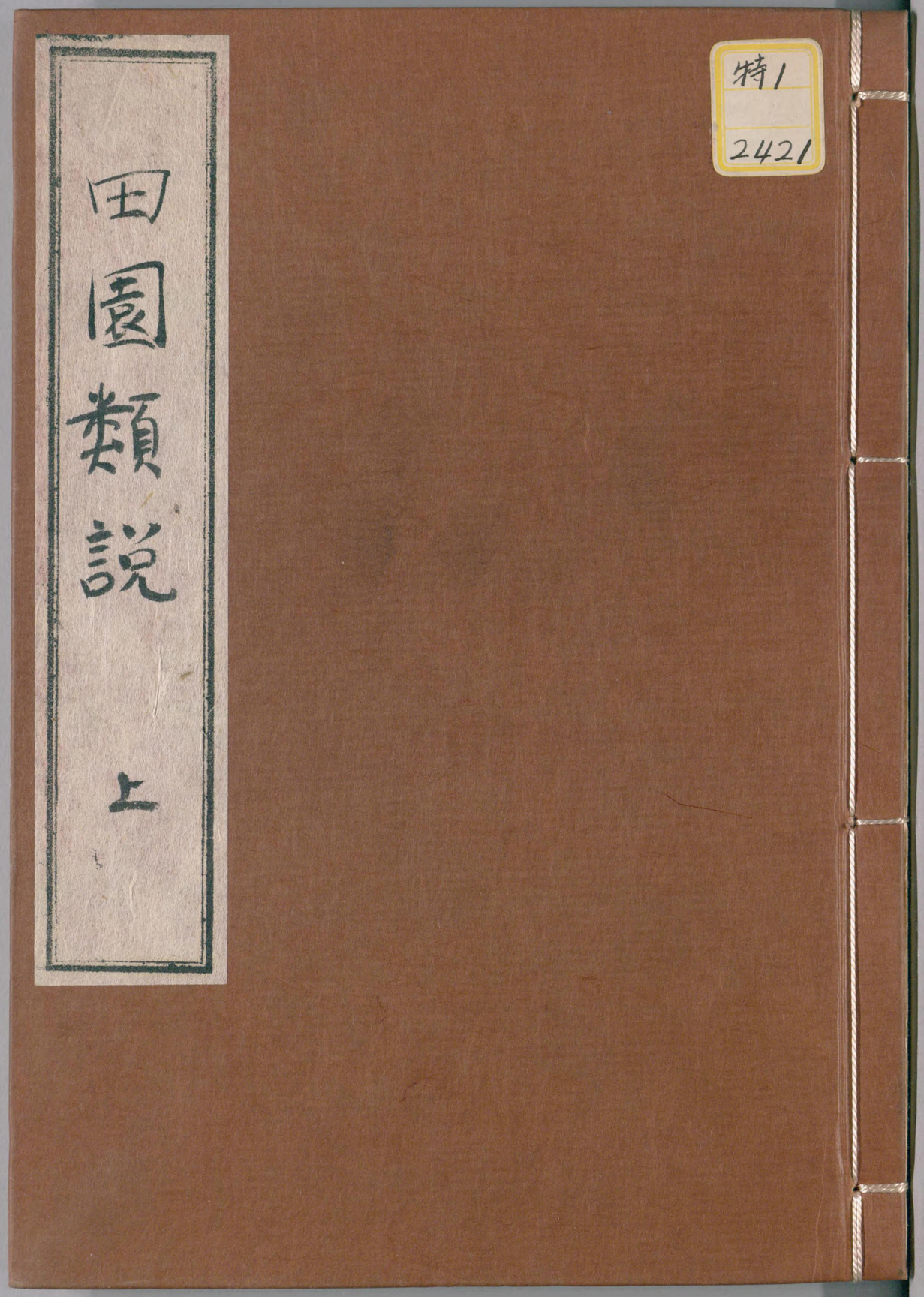
田園類説

上

特1
2421

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

特 1
2421

田園類説

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

田園類説目録

一間竿之事
一町反以歩の事
一大小出来の事
一黄高の事
一水高の事
一永の事
一村高の事
一根取之事
一運用の事
一運之反之の事
一漏名目の事
一割符免状の事
一諸国石代の事
一年貢立荒年の事

宣懐堂
白井氏藏書

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

特1-2421

一捨地の事
一石堅の事
一反言見取之事
一浮役小抱成の事
一言掛りの事
一出作入作越不相添
一小作永小作の事
一質田地の事 五
一法国俵入の事
一口米口永の事
一名主役の人相の事
一吏食捨食延壽の事
一国別境相場の事
一取上田地之事
一捨人坪刈の事
一古今租税の事

引用の書毎に行ひて之を未行迄の事も有り又本邦中古等田制収税の法寄りなる人吏者有名
問分の事故に見及しうるなる書通て是を覚へ者と云
も其基一なるを云ふ故をべて是を或覚基と記す此意
吏の実説明り故て云ふ志に撰出ふ事あらすと知る也

圃類説卷之上

公口授 [illegible] 教輯

○間竿の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

歩二十歩為畝十畝為股十股為所計算而以六人為寸
者乃とも六十万を為所此差合数並用此法近歳
又検地六人に竿性が高法以其未少人が必取之
捕中条等六人為寸を歩とせとも今ハ上方筋ハ古検
の村とて六人為寸竿又ハ六人三寸竿に場所とも仕
なる所と為を以て加く云とも民村に検地帳ハ勿論
民外何事も祝多国に事加し平売地面歩廣多
万都ハ上仕へ多りと見へ来り依し惜数事とも

事ぞ或説を挙て云地を童ハ六人者万の検り知れ
とも童地のたるり様ハ竿を以ハ者丈三人にして民中
を撰て為錦を地に付て事しを付て見る地を挙
て大概二人斗りと見て六人為寸を法として却人為寸を
鈎として平方にして股を求め地面六人の志二ツの更
たるりの為ハ者丈三人竿を割したるを後人誤て
六人為寸者万の所とも為とせるるハ尾とてあるまに伝
別般山を住し人ハ知れるなり往古城主に仕へ検

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

壱歩ハ六尺四方壱反ハ三百六十歩十反ハ壱町と成
る事併古の寄り今の三百歩を壱反とも成
総太閤中より頃今の名に改て三拾歩
を壱畝として拾畝壱反とする事一統の通
法となれり

一 制度通田地の古制九田長三十歩廣十二
歩為段拾段為町 田令記云 慶雲三年之十
年来相田段跪九田長三十歩為段拾段為

町 此制古ハ歩数ハ廣長を以て定人を壱坪
とし壱反ハ三百六十坪之壱町ハ十段千て三千
六百坪なり町ハ廣の段ハ長の両なり段ハ廣の両
にして廣枝あり今も三千坪を町とし又三百
坪を段とし是ハ天正年中より云始る事なり
又壱段を減して壱畝と云事を何頃より始る事を
知らず 拙案又今の壱坪とするハ旧来記より
寛太閤の定の所 六尺壱分四方 古ハ六

百五十坪を壱反として今ハ三百坪を壱反とす
とありて何此か甚しき事を誤まり又歩といふを
あれ今聴とる事を詳にす
我が国の法ハ三百歩壱反と御定ハ其所の此か國で定まりし
ものなり稲の實ハ乾て稲壱束半ハ米壱斗ときはめ
ふり右同米大概ハ壱反三百歩の稲より出て
凡米壱石壹斗余なりとして三歩式百歩を大とし
て三百歩の百歩を小とし半ハ壱反の十割の名く

畝とハ方三十歩の十割の名なれハ百歩壱畝として何好のとの人
安り古ハ六尺壱歩とする事ハ是ハ畳廻千坪を畳
とし六千坪を六畳とし紫六畳の地を軍役一番を取
るなり檢地ハ古来の検り三千六百坪を壱町の検
として六畳の地を壱町六反の百四十坪となれハ二千検
地なり三百歩を壱反として三千歩を壱町とせれ
ハ式町にて畳ハ六畳間なるを以て其違検り知るべき
ものなりて此数なり隠ハ将軍家が此代の御法ハ田園に

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』　請求記号 特1-2421
ガラス使用

此坪の法を古法と失て其書ハ其書大中小の割なと
始今の町と段とを其書ハ其書の半まてなく
一 唐の畝歩頃なとの歩數町の如く田地の分限と
する様云の様に見ゆれとも格式とし一つ定りたる
なるハ後世まて事も見えす田地町より
ひろく見ゆるなり 左傳晋襄公二十五年云町ミ
原防ハ 杜氏集解曰隄防間地不得方如井田
別為小頃町 賈逵曰原防之地九夫為町三

町ヲ當一井也 此説のことく和朝にても先に唐にて用ひ
し事ハ町を以て田地の數を定るなるへし 町段の
名も共に唐の名なるへし 字彙町の注曰 田區之
畔埒とあり田地の境をいふ又路の事をも通用
せしと見へたり
一 拾芥抄曰 凡田以方六尺為一歩 三百六十歩為一段 頃の
注ニ云 百六十歩為長 横十二歩為一段 長十歩為代 百旦
十歩為長 廿代 二百八十歩為三千代 或百八十歩為

四十代五十代を居一段或曰代ハ頭ゆりと云ふ抄ニ付
古三百六十歩を反の小則と見へ来り抄七十二歩を十
代とし五十代を一段とする稱り又れハ廿代を百四十
歩ゆり四歩の落なり卅代を百六十歩を六
のなすのなす顛倒なり四十代ハ二百八十八歩なるを八の
字落と見へたり本文書写の誤なるへしと云ふ拾芥
抄を校るに又本文の通り又れハ拾芥抄刊りの時長々
の誤と見へ来りし

一壱歩壱段の稱り拾芥に載るとも古今の文と異なること
なし其間今ハ太仁方を歩といふ拾芥ハ六人を歩とも
その別なれとも今ハ長を以て稱り壱歩抄を是亦稱
ることなし地代といふ事或ハ見あれとも今ハあらずれも
本代を一段と出来時ハ十代ハ今の或ハ斗ニ当る
なり古の詞十代四ツシロツと訓せ即是なり又段
の字今ハ反字当用是ハ段の字草書反々似書るな
に混ずして世ハ拾芥ハ四一段を壱町とも頭十段を

一町積りとして三十六町一里として三十六里を一條として
南北條ハ起北より次第に南へ作州六條里ハ起西より行程東沼州六里
町ハ始良治乾隠岐例作ヶ上下吉了法又今ニ見へざる長也
制法とも見へず是ハ今の卅六町一里で古の処を両々
然で始一里六里と云毎壱里方一町のまゝ卅六箇あり
積ハ横一町ニ長さ三十六町ニ又是を小分かぞへ半して
一條ニ條と云毎一條又方一町のまゝ卅六箇ありて幅
一町ニ長サ卅六町なり里とも條とも云ふ其を同じ事に

して坪ハ畝と様とすゞ積りの出の勢ひなり古田地みな其の
法ともいへ少なり今ハ並近郷村の名で東條西條ニ
のこりて又古文書ニ其條とあるも多くみて古
田ハ新追なる事にして中古の半ハ天慶頃ともいへた
り於分ニ又田條坪の起りて法出とも是を知るし
於羽も古中古の法で一里の内ニすなわち一坪の所
と云ふとりへつを於分ニ卅六町を一里とせしと云ふなり
是ハ上ニ論ずる通ニて田地の積り古一町の田を三十六

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

拾ハ世に大閤捨地ハ三百六十歩を反と云所事ハ誤也
既に大半小も三百歩を反成ハ多分なり越後玉蒲
原郡の内ニ新發田捨地ハ三百六十歩を反を反別を
大半小に用事り大ハ五百四十歩半ハ百八十歩
小ハ百九歩といふ我々の所分ゆえ云れバ委しきす
ハ論難しといへども是ハ誤あるの事なり捨地も
今の承應の比なれハ是時地改せしに歩廣なる
承れ往古の三百六十歩ハ長合七反別おせしものと

あるハ云ふ所にて翔物の如く米ハ米成しても居えり
此米の辻を並に是村の古とせしも歩廣なる也
一或業書曰天平九年捨地を申り古田産米下知
玉芝利如羽田村水幡の内
一中田五反半四十歩
一下田三反大捨壹歩
田合九反小三歩
拾小位反別ハ為して高石盛ハ無し此時代ハ寛永年也永

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

青銅一ヶ月にあらぎと知るべし

○永高の事

永高は貫高と別にして石高以前心為東法出して年貢迄永業後にて拾りて知り給地などに迄に此永高を月也今にも本田迄に成又諸会などに永高の事なりしと、へども何れも五年の価なるはかし今一統石高の世と成りて永高時代の訣分かるにと知るべし

一或覚書、尾列熱田大宮司所持の書物を載

当知りかゝ事

百七貫武百拾文　八田郷之門

六拾八貫百四拾文　次賀四之門

百三拾貳貫百七拾貳文　熱田之門

百貫四百七拾八文

都合四百八貫文右之趣住　御朱印之旨不勢ホ之成

如先々ニ云ハ作付ハ中納云様御座次第御書右調重

ニ云ハ無之事

天平八年九月十日

越田社人中 参　　田中丘隅 右判

按するに右所社所持の古き書物なりしかは御役所へ捨置文とハなりし永の字なりし其ころ成ニ永高成ハ今ニおゐてハ名主郷し控とし置来ニ記せ来ル道而ニ永高の遣法のみハ不定在て永高所ニ入へし此書物を見るに永高ニ何分ニ当りなとも見えと三割ニハ今しハ永高の遣法あり尾州ハ是ゟ一坪の重きなれハ

永高所々へ会ゟ田地永高とし了ハ田毛畑毛永楽銭ニ積りて納め給ふ銀何と二位ニ出其に米穀なと用ゐ今ハ根元ゟ子物のやうく其より永高所々の検地帳ゟも文割ゟ太ゟ小とゟ小割りしより文上中下の位をわれハ永高とて別ゟ検地せしよりそてハ却て按るに後世坪面の要と銭穀の要と混て一つとしあるにも今上着りそ永高ハ所々の文わかやく田ハ壱文に永何程と畑壱文に永何程とて地面の位に従ひて永楽ハ等

都合何百何拾貫文と一村し永高を極るなり此余永
高ハ其土地の位ニ依而壱貫文の地麦も有り段
子もありて定数無し其々ニ別ニ永ニ定るなりと云其
石ニ貫代の貫代の定法有り假令ハ関東の田方壱
貫文ハ籾五石也畑方ハ麦ニ錢ニて也其外地代
ハ皆籾納物成也其後米納ニ成りて今ハ米ニて
試石斗升代と云物関東畑ハ永一銭の両法なり
元ハ諸国貫代の用ひ一ツなり此故ニ今様諸国

割付の貫代有りて奥列畝の半石代甲列の大
切ニ畑方の永皆其永積りの遣法なり
一武蔵国遠州棒鹿部永高ニ積地ハ三百坪を
反田畑とも上中下の石盛ニ応し金主米ニ分米を
附高ニ成る反高壱石村高ニ三百七拾文三百五拾文
三百弐拾文其外永ニ高ニ是も皆永ニ畑ハ田畑
上中下の其高ニ応して位假令ハ永ニ高ニ三百五拾
反ニ寄村々畑方ニ上中下ニ極り申し定書へハ三百七十文

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

一又同書寒田郡周知郡ニ一列ハ名郡代ニ[illegible]上畑
ニ反付 書ニ下又中畑壱反付永百貳拾文下畑壱
反ニ付永百文拾ヶ上年下の差別あるゝ田方も同前に
用ひ居事ニ捨地ニ用ひ居ル者ニ而り村ニ其永
無ハ無ひ居ルニ永高の法ニ大方此ニ仕ル不言ニ
取ル義ハ何年以来誰時分ル不言ニ故ニ事不知
度長年 伊太子ニ於て捨地帳ニ永無ニ居ル者ニ付ル
ハ又不言ニ限リ居ル村ニ其ニ覚ヘ居ルの事ニ云

捨ル事ニ其ニ未来条ニ通ル不言ニ限リ居ルニ其ニ永高
ニ用ひ居ルニ不ニ見ヘニ云ニ永事捨地ニ居ルニ用ひ居ルニ
其長年中の捨地ニ居ル用ひ居ルニ永無の上畑
百四十文中畑百廿文拾ヶ反別ニ示して都合したる
永高ニ其義ニ云ニ居ルニ用ひ居ルニ上畑壱反ニ出
程中畑壱反ニ永何程上年下の差別あれハ何迄も
壱反ニ付ての事ニ其の地面の位ニ随ひて永無の
ニ下ハ在等ニ田方ニ同様ニ用ひ居ル永高ニ用ひ居ル事

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

村継ニ被仰付御浮役地成の建物ニ而壱歩文
ハ大石ニ積り場所抔ニ而も出来て場所無之度様云
としつゝきも又御川除普請の建物も除普請の手
抔以ても永高ニ而掛りて民場所座敷の差別なく永
高ニ而坪数の定ある事ニ是を知るへし是上の場所
不残大概十ヶ年とらへて掛り物とふ事是ニ而難尽く
其外の語なり

一 浚和法の石数云ニ邦和郡等地ニ而役銭の貫

穀不減内史 賦ニ而貫未充ニ千五ノ地ハ美本書出
百貫有余八百余未有余七百石或余六百石未ニ善年
地也ニ東都及度邑刘運遂容易而穀價貴ノ故
議收漕多之案地在僻遠刘運送艱難而穀價
錢多故錢收漕少矣 如関東列古宮以千貫充百石
今世以五貫充百石五十貫を充千石是河渠漕運
而舟楫之利濟也なり 按ずるに壱貫ハ米斗合而
道ある所ニ依りて又蔵内ニ而ハ壱貫の米五斗余斗之合ツ

罰如年なり故世書を按ずに宋ハ永樂錢を其ハ宋
錢を起て無錢といふとも見へ多し近比今經記をもちゆる
萬長十二年七月廿二日令ニ曰下諸要依令分東に於
て志ゝミ錢以通り使ふ屋かゝぞ且れ錢なけ錢形無
錢ゝ云ふ事にしたと思ひて見れハ宋東にて此比案に無
錢を錢なるべし又寛永二年八月廿七日の令ニ云 右ハ
錢ハ通錢かゝ多し錢小錢形無錢以錢此六ツを
供ふるハ為押して供ふものあるハ平面ニ摘ふべし

とあるハ無錢を云ひて明白なり總ハ宋東にて京
錢及此六錢を却て無錢といふとも見へ多し京錢とハ西云
分濟りたる歴代の錢をいふなり 本朝貨道用事略曰
明の太宗分鹿苑院ニ方義滿ニ永樂錢を贈まり 天文
の末小案氏原宮八列なり此せし付 東臣山崩紀德古定
任宮原越前ち原朝に評議し爲ハ今年月ハ不ニあれ
ても永樂錢揚道たるべし 自今ニ使錢を兼用宮東ハ
一等月ハ永樂錢を取ひるなバ氏の年ひと止ニ商賣の

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

永楽并京銭ハ此世に出ありしれありとも上古
より八神祇作る銭とも下に朝鮮ハ渡唐ありし
近ハ京都将軍家の時代銭を鋳らせられし事あり
ならびに世めしかハ無故に通用あつて金銀を遣ひ中へ
末にさし添、然るに永楽銭を捨ありて交易の
り相永楽の儀ハおれとも今にて永楽定とす
名ハ残りたり
一 永楽銭京四今壱文を永壱文と云事 中古ハ百枚
の立て立たる定法なり 然るに今ハ壱文に証拠有と
ハ付此高同を六拾文に宛し壱とし凡壱文を永
壱となれけたる相見へたり 此仕法を立古律に上古西
國之人で銀の直段を定万の勘定の基何百何
十何文何分と勘定せれとも是非共今其の直段を
以て何百何十何貫何匁何分何厘と云 其余ハ
又勘定仕まじく 然るにてハ手前をれ且銀銭人足附
よ役人勘定の手續平としてあり 一枚なりしかるを此

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

神ともいつぎして永とよみかりて
何ゟ何石年ゟ迄を以て永年と徳と同様に成りる
れとも永吉貴又ハ今吉夫の名に変して用ゆるなり

○村吉の事

一村吉は御古に家数を以て何百何十戸
と唱貴吉に成りては何百何十貴と唱家来永吉にても
何百何十貴と唱後世とハ貴吉永吉に成りて
石吉に成りては何百何十石と唱即年貴の相違に

世上にて此村吉を御古に成りて世上ハ誤ると
知るへし

一鈴録曰大名の身上を戦中万石と云平生の身上を戦中
石と云戦百石と云ふの古法に而の大形信長秀吉の時
分起と知るへし古ハ領地の書物を見るに何郡何郷
何村にて戦拾所戦百所様とありて石貴に成し武士の
知りを戦十貴戦百貴と云ふも先古来の法に相伴
禄を石吉にして定め多くとも居起り沙人宛なる

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

又坪刈之事三百坪ニ而一坪刈収納の法行ハれしハ文
禄慶長の比ハ検見役メ地面の上中下を分ち民
年貢を取収を定メ先村高して百石ハ米
物百石の検たり今の世物毛免とハふすなき
所ニ物成と云ふことな宗當まくより先ハ民方
ニ今頃の通用ハなく物毛と云ふ語古を年貢
而て稲と物を九文也又年なり検見年貢と
物成なり検見ニ畝数長ハ年々今頃の通用同也

ニ始り年貢也物成を物とすれハ
なる俗ニ村高ハ皆物成ニ致なり
一 集義外書ニ今の俗誤りて年貢をあゝと訓む章
ハ物のみく米を出しては出付る検
物を得ても貢高も物成也しなりし
検見たハ物免物成なり近村高ハ物高ま
又云免目ハ人の入
く作り也毛見と云て人ニ来ありて云取小検見

拂ニ云先ハ却言のすゝ名れハ捨見れ出せんより居り
元年の定め通りにせらるへしといふ詞にて是亦
村言ハ元年 年貢言成事 知るへし
一或覚書曰云先のすゝ却言をてふなり 西国にて右の通
いふなり
一同却分形帰曰同却貢穀 此事記 拾貳万九千 記百八
十三石 拂ニ貢穀と出しハ 年久度以前の出なし
尤なり

一或覚書曰 信州水内郡 桂平村 間御示村 茗木村 千
訣村 雲田村 右之村 往古ハ稲四十束を壱反と定め
古何不出所何拾束と書申はを右の四十束を以て
別を割反と成ハ千反別を以言を割平均不成ニ
成ハ割り 会毛 是が右当ニ会ハて是別なり
右之之村 古之百八十九石四斗七升三合 此所壱万五
千六百四十九束壱分 此反別四拾五町壱反 記高八
当ニて 但四拾束 所を以壱反と極

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

特 1
2421

田園類説巻之上

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

特1
2421

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

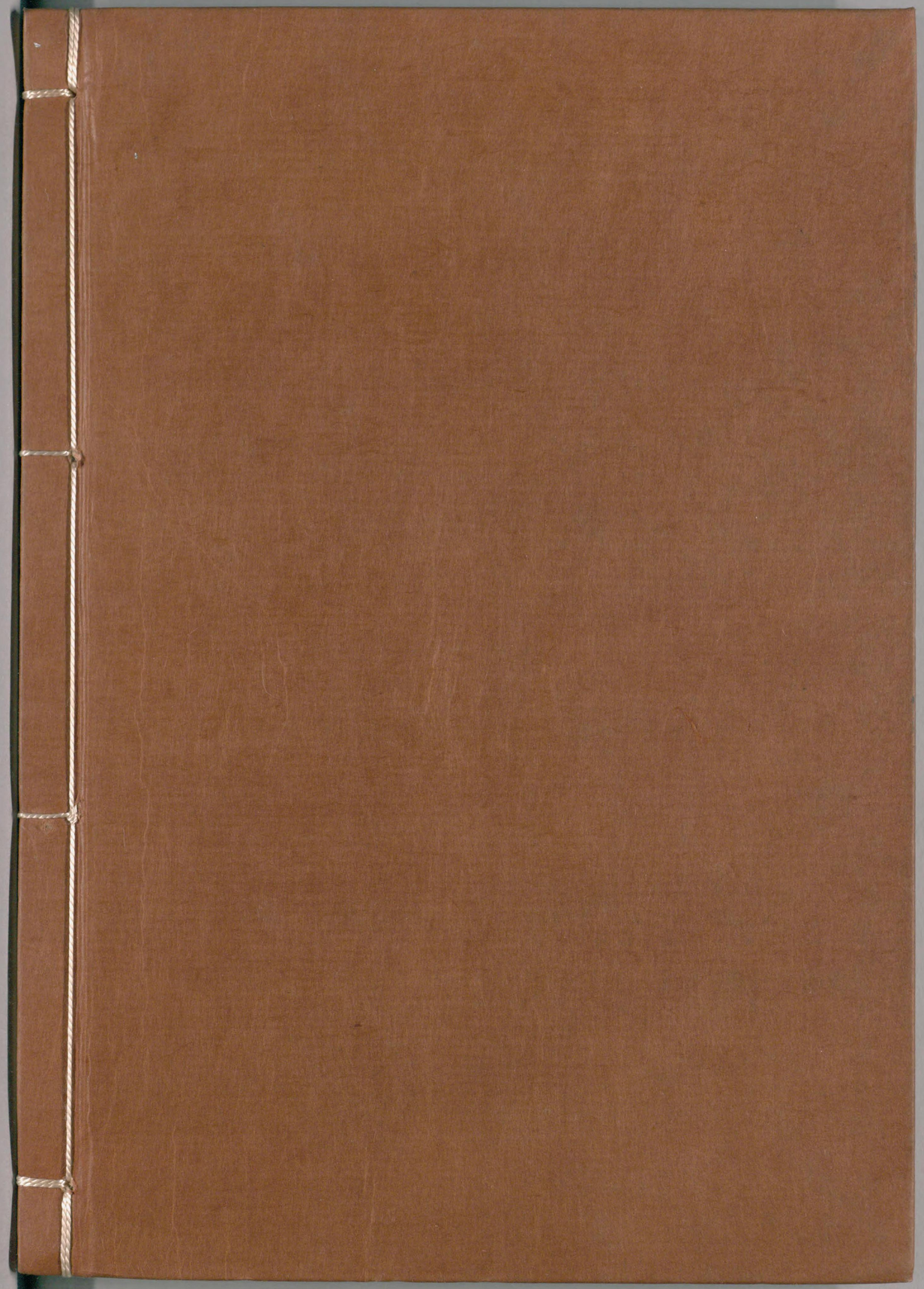

国立国会図書館　　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用